時短要請と時短要請協力金について

令和3年1月14日

	第1回	第2回		第3回(予定)
	为 ⊥凹	変更前	変更後(予定)	第 3 凹(了 <i>化)</i>
要請内容	午後10時から翌日午前5時までの間、営業を行わないこと	午後10時から翌日間、営業を行わなり		・午後8時から翌日午前5時までの間、 営業を行わないこと・酒類の提供は午前11時から午後7 時までの間に限ること
期間	令和2年12月30日午後10時~ 令和3年1月12日午前5時	令和3年1月12 日午後10時~ <u>令</u> <u>和3年1月25日</u> 午前5時	令和3年1月1 2日午後10時 ~ <u>令和3年1月</u> 18日午前5時	令和3年1月18日 <u>午後8時</u> ~令和3年2月8日午前5時
区域	熊本市中央区通町筋、桜町周辺地区	熊本市中央区通町筋、桜町周辺地区		熊本県全域
	午後10時以降も営業している酒類を 提供する飲食店、接待を伴う飲食店	午後10時以降も常 を提供する飲食店、 店		午後8時以降も営業している飲食店
協力金	原則52万円 (1日4万円)	原則 5 2 万円 (1日 4 万円)	原則 <u>24万円</u> (1日4万円)	原則84万円 (1日4万円)

※令和3年1月14日から「熊本県独自の緊急事態宣言」を発令し、令和3年1月18日から時短要請を強化することに伴い、時短要請協力金(第2回)の内容を変更するとともに、新たに時短要請協力金(第3回)を設ける予定です。令和3年1月15日中の詳細公表に向けて準備中ですので、もうしばらくお待ちいただきますようお願いいたします。